

農林水産省 GFP加工食品部会 加工食品輸出セミナー

PPWR（EU包装・包装廃棄物規則）解説書のご紹介

みずほリサーチ&テクノロジーズ

農林水産省輸出・国際局規制対策グループ

令和6年度輸出環境整備推進委託事業

2025年2月28日

1. 容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）とは	・・・ p.2
2. 包装に課される要件	・・・ p.3
(1) 包装に課される要件の全体像	・・・p.3
(2) 要件例：リサイクル可能な包装	・・・p.6
① 「リサイクル可能な包装」の規定内容	・・・p.6
② 多層フィルムへの影響	・・・p.10
③ 今後のリサイクル設計基準の設定	・・・p.11
(3) 要件例：プラスチック包装の最低リサイクル含有割合	・・・p.12
3. 包装材の管理に関する要件	・・・ p.13
(1) 包装材の管理に関する要件の全体像	・・・p.13
(2) 要件例：適合性評価	・・・p.14
(3) 要件例：拡大生産者責任	・・・p.17
4. PPWR（EU・包装廃棄物規則）解説書のご案内	・・・ p.19

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）とは

- 容器包装・容器包装廃棄物規則は包装廃棄物の削減を目的として2022年11月に提案され、2025年2月11日に発効しました。
- これまでEUにおける包装廃棄物に関する規制は、指令（Directive）として、EU加盟国それぞれの国内法で法整備されてきました。しかし、加盟国間で対応に差が生じたため、今般規則（Regulation）に格上げされ、環境配慮の要件が増えた形でEU加盟国に一律に適用されることになりました。
- 2026年8月から要件が順次適用開始され、リサイクル可能な包装などの主要な要件は早ければ2030年から適用開始される予定です。

包装に課される要件のポイント

持続可能性要件・表示規制

- 有害物質の使用規制
- リサイクル可能な包装
- プラスチック部包装の最低リサイクル含有割合
- プラスチック包装におけるバイオベース原料
- 堆肥化可能な包装
- 包装の最小化
- 再利用可能な包装
- 表示規制

包装の空きスペースの上限

特定の包装の使用禁止

再利用・充填・詰め替え

包装・包装廃棄物の管理に課される要件のポイント

適合性評価

拡大生産者責任

生産者登録簿への登録

再利用・デポジット・リターンシステムへの参加

特定の包装廃棄物削減・リサイクル目標

輸出事業者の皆様
特に関係する要件

【政策目標】

1. 再利用や詰め替えシステムを増やすなど、**包装廃棄物を防止・削減**する
2. **2030年までに、EU市場で流通しているすべての包装を、経済的に実行可能な方法でリサイクル可能にする**
3. 安全な方法で包装への**リサイクルプラスチックの使用を増やす**
4. **包装におけるバージン材の使用を減らし、2050年までにセクターを気候ニュートラルにする**

（出所）EU日本政府代表部「EUのPPWR（包装・包装廃棄物規則）の概要」, 欧州委員会, “Factsheet - Circular Economy: Packaging and Packaging Waste Regulation”より作成

① 包装に課される要件の全体像

- EUへ輸出される包装製品（食品を含む）は、適用開始までに要件を満たさなければ、EU市場で販売できなくなります。
- 下記に抜粋した要件は、商品の包装に課される要件です。各要件の詳細については、本規則とは別に、今後2～10年の間に下位規則の中で定められます。特に、6条、7条は、事業者の皆様にとっても大きな影響がある要件です。

本セミナーで取り上げる要件
赤枠は、持続可能性要件

<p>01 有害物質の使用規制 (5条)</p> <p>2026年8月以降、包装における懸念物質の量及び濃度は最小化しなければならない。食品接触包装材については、特定のPFASについて、含有量濃度が限度値以下にする必要がある。</p>	<p>05 堆肥化可能な包装 (9条)</p> <p>ティーバッグ、生鮮野菜・果実に貼られるシール等は、堆肥化可能になるように設計される。</p>
<p>02 リサイクル可能な包装 (6条)</p> <p>2030年以降、リサイクル可能に設計された包装材を活用する必要がある。2035年以降はリサイクル性能等級C以上、2038年以降は、等級B以上を満たすことが求められる。</p>	<p>06 包装の最小化 (10条)</p> <p>2030年以降、包装材は、機能を確保するために必要な最小限の重量・体積で設計される必要がある。 例) 二重壁、二重底、不必要な層等の、体積を不必要に増加する包装は禁止</p>
<p>03 プラスチック包装の最低リサイクル含有割合 (7条)</p> <p>2030年以降、プラスチック包装材 (PET・その他プラ) について、リサイクル材を一定割合以上含む必要がある。2040年にはさらに割合を引き上げる。</p>	<p>07 再利用可能な包装 (11条)</p> <p>2030年以降、パレット等の輸送用包装材、段ボールを除く箱型グループ包装、一部の酒類、乳飲料等を除く飲料包装は、一定割合以上が、再利用可能な包装材で提供される必要がある。</p>
<p>04 プラスチック包装におけるバイオベース原料 (8条)</p> <p>2028年2月までに、プラスチック包装材について、バイオプラスチックを活用することに対する規制の影響を検討する。</p>	<p>08 表示規制 (12～14条)</p> <p>デポジット制度、再利用可能な包装材、バイオプラスチック材等の要件について、ラベル表示が必要となる。</p>
<p>09 特定の包装の使用禁止 (25条)</p> <p>2030年以降、特定の包装は禁止される。 例) 複数商品をまとめるフィルム、生鮮果実・野菜用のネット/使い捨てトレイ、レストランで提供される調味料等の小袋</p>	

②適用開始スケジュール

要件	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2038	2040	～
05 持続可能性要件 堆肥化可能な包装 (9条)		★ ～2026年2月12日 CENによる 統一規格の作成・更新		● 2028年2月12日～適用開始										
06 持続可能性要件 包装の最小化(10条) 包装の空きスペースの上限 (24条)の記載内容も含む			★ ～2027年2月12日 CENによる統一規格の作成・更新			● 2030年1月1日～包装の最小化 グループ包装、輸送用包装、EC包装の空隙率50%以下		★ ～2028年2月12日 空隙率の算定方法の実施規則		★ ～2032年2月12日 免除既定の検討				
07 持続可能性要件 再利用可能な包装 (11条) ※26-29条の記載内容も含む			★ ～2027年2月12日 ① 再利用におけるローテーションの最低 回数の設定 ② 再利用可能の対象となる製品のガイド ライン			● 2030年1月1日～加盟国での再利用目標①							● 2040年1月1日～ 加盟国での再利用 可能目標②	
08 表示規制(12-14条)		★ ～2026年8月12日 統一ラベルに関する実施 規則		● 2028年8月12日～ピクトグラム、堆肥化可能性、デポジット・リターン対象の表示 等		● 2029年2月12日～再利用可能性に関する表示 等								
09 特定の包装の使用禁止 (25条)			★ ～2027年2月12日 禁止対象の包装のガイドライン			● 2030年1月1日～適用開始								

① 「リサイクル可能な包装」の規定内容

- 市場に出される全ての包装は、2030年1月1日までに、マテリアルリサイクルに対応できるよう設計され、2035年1月1日までに、大規模リサイクルされている必要があります。
- 包装には、「A」「B」「C」「技術的にリサイクル不可」の4段階で、リサイクル性能等級評価が付されます。2030年以降はリサイクル性能等級C以上、2038年以降はB以上でないと、EU市場で販売することができません。
- 4段階のリサイクル性能等級により、EU市場での販売に制限がかけられることに加え、拡大生産者責任における「生産者」の負担費用の額が将来的に調整されます。
- リサイクル性能等級は、包装カテゴリごとにパラメータの評価に応じて決定され、評価基準は以下の事項を考慮の上、決定されます。
 - ✓ リサイクル設計基準のガイドライン…欧州標準化機構（CEN）の議論を参照
 - ✓ 有害物質…欧州化学品庁（ECHA）の議論を参照
 - ✓ リサイクル技術に関する技術・経済的なパフォーマンス…GHG排出、収率、CAPEX/OPEX 等

⇒詳細未定：リサイクル性能等級の評価方法は、2028年1月1日までに欧州委員会によって委任規則が採択される見込み

リサイクル性能等級の考え方

リサイクル性能等級	2030年	2035年		2038年	
	リサイクル可能設計 (重量ベース)	リサイクル可能設計 (重量ベース)	大規模リサイクル	リサイクル可能設計 (重量ベース)	大規模リサイクル
Grade A	95%以上	95%以上	Grade A	95%以上	Grade A
Grade B	80%以上	80%以上	Grade B	80%以上	Grade B
Grade C	70%以上	70%以上	Grade C	市場販売禁止	
技術的に リサイクル不可	市場販売禁止				

(出所) Regulation (EU) 2025/40の6条, Annex II Table3, Webinar on new Packaging and Packaging Waste Regulation (PPWR)資料 (DG ENV Unit3 “Packaging and Packaging Waste Regulation”(2024年12月16日)) より作成

① 「リサイクル可能な包装」の規定内容

- 市場に出される全ての包装は、**2035年1月1日から、大規模リサイクルが可能である必要があります。**
- 「大規模リサイクル」とは、廃棄物となった場合、個別に収集、選別、設置されたインフラでリサイクルされることを指します。大規模リサイクルの方法論は、下表の13カテゴリごとに規定されます。
- 大規模リサイクルとしてみなされるためには、各カテゴリごとに、年間リサイクル材の量が木材については30%、その他の素材については55%以上を確保することが求められます。

⇒詳細未定：大規模リサイクル評価の方法論及びリサイクル性能等級の補足・更新等については、2030年1月1日までに実施規則が採択される見込み

大規模リサイクルの評価のカテゴリ

材	包装カテゴリ	材	包装カテゴリ
プラスチック	硬質PET	紙・段ボール	紙・段ボール包装（液体包装用を除く）
	硬質PE、硬質PP、HDPE + 硬質PP		液体包装ボード
	フィルム・フレキシブル	金属	アルミニウム
	PS、CPS、EPS		スチール
	その他硬質プラ	ガラス	ガラス
	生分解性（硬質・軟質）	木材	木材、コルク
		その他	繊維、陶磁器、その他

(出所) Regulation (EU) 2025/40の3条、6条、Annex II Table2より作成

① 「リサイクル可能な包装」の規定内容

(参考) 今後欧州委員会を中心に設定されるリサイクル設計基準の包装のカテゴリ

材	包装カテゴリ	包装材の例*	色彩透過
ガラス	ガラス	瓶、ジャー、小瓶、化粧品容器、タブ型容器、アンプル、ガラス製バイアル(ソーダ石灰ガラス)、エアゾール缶	-
紙・段ボール	紙・段ボール包装	箱、トレイ、グループ包装、フレキシブル紙包装(例：フィルム、シート、パウチ、蓋、コーン、ラッパー)	-
	紙・段ボールを主とする複合包装	液体包装用板紙、紙コップ(ポリオレフィンラミネートかつアルミニウム有または無でのラミネート)、トレイ、皿及びカップ、金属又はプラスチックのラミネート紙又は段ボール、プラスチックライナー又は窓付き紙又はボール紙	-
金属	スチールを主とする複合包装	ブリキ板やステンレス鋼を含むスチール製の硬質包装(エアゾール缶、缶、塗料缶、箱、トレイ、ドラム、チューブ)	-
	アルミニウム硬質材を主とする複合包装	アルミニウム製の硬質包装(食品・飲食用の缶、ボトル、エアゾール、ドラム、チューブ、缶、箱、トレイ)	-
	大部分がアルミニウムである複合包装(半硬質及び軟質)	アルミ製半硬質・軟質包材(容器、トレイ、チューブ、ホイル、軟質ホイル)	-
プラスチック	硬質PET	ボトル、フラスコ	透明クリア/カラー、不透明
		ボトル、フラスコ以外の硬質包装(ポット、タブ型容器、ジャー、カップ、単層・多層のトレイおよび容器、エアゾール缶を含む)	
	軟質PET	フィルム	ナチュラル/カラー
	硬質PE	容器、ボトル、トレイ、ポット、チューブ	
	軟質PE	多層包装、複数素材包装を含むフィルム	

材	包装カテゴリ	包装材の例	色彩透過
プラスチック(続き)	硬質PP	容器、ボトル、トレイ、ポット及びチューブ	ナチュラル/カラー
	軟質PP	多層包装及び複数素材包装を含むフィルム	
	HDPE・PP(硬質)	クレート及びパレット、波板プラスチック	-
	PS, XPS(硬質)	硬質包材(乳製品の包装、トレイ、カップ、その他の食品容器を含む)	
	EPS(硬質)	硬質包材(魚箱/白物家電、トレイなど)	
	その他硬質プラ(例：PVC、PC等)	中間バルクコンテナ、ドラムを含む硬質包材	-
	複数素材を含むその他軟質プラ	パウチ、ブリスター、熱成形包装、真空包装、改質雰囲気包装(MAP)/改質湿度包装(可撓性の中間バルク容器、袋、ストレッチフィルムを含む)	-
生分解性硬質/軟質プラスチック(例：PLA、PHB)	硬質・軟質な包材	-	
木材	コルク含む木製包装	パレット、箱、クレート	-
繊維	天然繊維 合成繊維	鞆	-
セラミック	セラミック	ポット、コンテナ、ボトル、ジャー	-

① 「リサイクル可能な包装」の規定内容

(参考) 今後欧州委員会を中心に設定されるリサイクル設計基準のパラメータ

パラメータ	パラメータに関する説明	パラメータ	パラメータに関する説明
添加物	<ul style="list-style-type: none"> 添加物とは、ある特性を素材に付与するために加えられる物質のこと。 包装容器に添加物が含まれていると、選別工程で包装材料の選別が誤る原因となったり、得られたリサイクル材を汚染したりする可能性がある。 	着色	<ul style="list-style-type: none"> 着色剤とは、包装材料に色を付与する物質のこと。 濃く着色された紙やプラスチック素材は選別時に影響を与えるほか、リサイクル材の品質を低下させる恐れがある。
ラベル	<ul style="list-style-type: none"> ラベルの被覆率、ラベルの素材やラベルの貼り付けに使用されている接着剤の種類も、リサイクル材の品質に影響を与える。 	素材構成	<ul style="list-style-type: none"> 単一素材または、複合素材であれば、素材が容易に分離でき、かつリサイクル材を高効率で回収できるような素材を使用することが望ましい。
スリーブ	<ul style="list-style-type: none"> スリーブを使用することで、スリーブと本体を分離することが必要となる。包装本体に対するスリーブの被覆率は、選別しやすさに影響を与えるほか、スリーブの素材は包装の選別しやすさとリサイクル可能性の両方に影響を与える。 	バリア・コーティング	<ul style="list-style-type: none"> バリアは透過防止機能を持たせるために添加される素材や物質、コーティングはその他の機能や特性を持たせるために表面に施される素材を指す。 包装にバリアやコーティングが含まれると、リサイクルがより困難となりうる。リサイクル材の高い回収率を確保できる設計が望ましい。
クロージャーおよびその他小さな包装部品	<ul style="list-style-type: none"> クロージャーとは、包装を閉じたり密封したりするために用いられる部品のこと。(例：商品改ざん防止用のシュリンクラップ、ライナー、キャップ、蓋、シール、バルブ等) クロージャーの素材は、包装の選別しやすさとリサイクル可能性の両方に影響を与える。また、包装に固定されていないクロージャーは、ごみの増加につながりうる。 包装本体に取り付けられている小さな包装部品は、分離のしやすさや包装のリサイクル可能性に影響を与えるほか、選別・リサイクルの工程で消失する可能性がある。 	インク・ラッカー/印刷/コーティング	<ul style="list-style-type: none"> インクとは、着色剤と他の物質を混合し、印刷またはコーティングの工程で素材に塗布されること。 ラッカーとは、揮発性溶剤に溶かした樹脂またはセルロースエステル、あるいはその両方を用いた塗布材のこと。 コーティングとは、バッチコーティングやその他の情報、ブランド表記等を目的として包装に直接施される印刷物のこと。 懸念物質を含むインクを使用すると、包装のリサイクルを妨げることになる。洗浄工程で出る印刷インクは、洗浄水を介してリサイクル材に混入する可能性がある。 また、印刷インクが洗浄工程で出ない場合であっても、インクがリサイクル材の色を損なう恐れがある。
粘着性	<ul style="list-style-type: none"> 接着剤は、選別およびリサイクル工程での効率や、利用者による分別に影響しない形で使用することができる。包装に接着剤が残留すると、得られるリサイクル材の品質や純度が低下する恐れがある。 洗浄可能な接着剤を使用することで、包装本体から分離しやすくなり、リサイクル材に接着剤の残留物が残らないようにすることが可能である。 	残渣/内容物の使い切りやすさ	<ul style="list-style-type: none"> 製品の内容物が残留すると、包装の選別しやすさやリサイクル可能性に影響を与える。 包装の設計は、内容物を容易に空にできるよう考慮し、廃棄時には内容物が完全に排出されていることが望ましい。
		解体のしやすさ	<ul style="list-style-type: none"> 包装に固定された部品は、包装の選別しやすさやリサイクル可能性に影響を与える。 包装の設計によっては、エンドユーザーが下流の選別工程に適した形に分離しやすくすることができる。

(出所) Regulation (EU) 2025/40の Annex II Table4より作成